

生命保険契約における告知義務論

～義務違反と告知妨害に関する法解釈を中心に～

学位論文内容の要旨

生命保険は、人の生死を保険の対象としているが、保険者は大数の法則に基づいた保険団体を基礎にするため、危険選択が必要である。告知義務制度もその一つの手段であるが、また、保険事故が発生した後に加入者との間にトラブルを発生させる大きな原因にもなっている。

本論文では、生命保険契約における告知義務違反と、募集人による告知妨害をめぐる問題点を中心にとらえ、従来議論されてきた募集人の告知受領権の有無とそれに伴う保険者の過失との関りについて検討を試みた。

第一章では、かかる検討の予備的作業として、告知義務規定の沿革的考察、告知義務の法的根拠、告知をする者、告知すべき重要事実・事項、告知義務違反の効果、ならびに民法の詐欺・錯誤規定との競合問題について概観的に考察し、解釈論を展開した。商法は、告知義務違反による効果のみ定め、如何なる方法で告知すべきか直接明示していない。しかし、商法 678 条の解釈から、告知義務は保険契約者および被保険者が自ら重要事実（事項）を判断し、告知をしなければならないと解される。この点、保険者が作成した質問表により告知すべき内容の定型化が計られたことで、告知義務者は何が重要事実（事項）であるかを知ることができた。しかし、重要事実は質問表の記載事項に限らない。約款規定等から勘案し、たとえばドイツ保険契約法と同様に、質問表に掲げられた事項は一応すべて重要事項と推定し、あとは告知義務違反の成立要件である主観的要件（告知義務者の悪意・重過失）で解決することが妥当と考える。

第二章では、実際の生命保険契約締結段階に介在する診査医、生命保険面接士、生命保険募集人について、告知受領権をめぐる問題を考察した。診査医については、早くから判例・学説とも告知受領権ありとしてきた。これに対し募集人に対する告知はどうか。募集人には告知受領代理権があるか。これについては重要な問題が含まれており、実質的に生命保険契約における告知義務違反をめぐる最重要テーマである。特に第二次世界戦後、無診査保険の登場により、戦前の判例だけでは現在の生命保険契約に関する告知義務を論ずるには充分でない。有診査であれば診査医に告知受領権が認められるため、告知義務者が事実を告知すれば有効な告知となる。無診査保険では募集人だけが告知義務者と対峙する。保険約款で、「書面で告知を要する」（書面条項）というのは、無診査保険について意味があるであろう。募集人には告知受領権がないと解され得るとするのが判例・通説である。

保険約款で告知の方法を明定したことは、何を誰に告知すれば有効な告知となるかという問題についての保険者の取組として評価できる。しかし、約款の書面条項だけで加入者を拘束できるのか、告知というのは觀念の通知であって、この觀念が適正に伝わりさえす

れば、「書面で告知を要する」という約款に固執すべきではないであろう。むしろ観念が保険者に伝達される過程の中で検討する必要がある。

続いて、約款で告知の方法を限定したことによる募集人の役割を検討する。質問表に告知をしてから記入された書面が保険者に到達する過程をみると、すべての過程に募集人が介在する。書面による告知が行われた場合、募集人は書面の受領使者ということになる。質問表の受領から保険者への到達まで段階的に区分して検討すると、最も問題になるのが質問表への記入段階である。

そこで、第三章では、告知義務違反と募集人の告知妨害との関係につき考察した。保険業法には募集人の告知妨害を禁止する規定がある。また告知妨害が認められた場合、募集人が所属する保険会社は、保険契約者に対して損害賠償責任を負うものと規定されている。しかし、募集人が告知妨害の禁止規定に違反しても、ただちに私法的効果は生じない。告知義務違反により保険契約は解除され、保険金が支払われないということになる。

募集人の告知妨害が問題となる事例の特色は、妨害なく適正に告知されたならば保険契約が成立しない可能性が高い点にある。募集人に告知妨害があったとしても、そこには保険契約者側の告知義務違反が存在する。したがって、保険契約者側の保護だけを前提に考えることはできない。しかし、すべての責任を保険契約者側にだけ負わせるのは問題である。そこで、本論文では、募集人の態様により告知妨害を4類型に区分し問題解決を試みた。「告知不伝達型」、「過小告知・積極型」、「過小告知・消極型」、そして「結託型」である。告知妨害に関する紛争を同一に扱うのではなく、類型により妥当な法解釈を構想する。

募集人の告知妨害の態様も様々であり、すべての事態に当てはめて解決を図ることは難しいが、つぎのように考える。募集人が質問表に虚偽の記入をするような「告知不伝達型」、あるいは告知義務者が自筆で記入しようとして質問内容について募集人に相談したところ、募集人の勘違いにより質問表に記入しなかったというような「過小告知・消極型」であれば、規範的に期待できる情報伝達機能を保険者が構築しなかったと評価でき、商法678条1項但書における保険者過失にあたるものとして解決することが考えられる。これに対して、募集人が挙績高獲得のため、告知義務者に対して虚偽の告知をすすめたような、「過小告知・積極型」であれば、保険業法における所属保険会社の損害賠償責任と構成して解決することが妥当である。最も問題なのが「結託型」である。それは告知義務法制の中で解決する問題か疑問である。結託型は、募集人の態様をみると告知義務者に対して不法行為を行っているだけでなく、保険者に対する不法行為にもなっており、積極的債権侵害にもあたる。これに対して、告知義務者の態様をみると、保険者に対して適正な告知が行われていないばかりか、詐欺的不法行為と評価できる。保険者に対する共同不法行為的なものとして扱われることになる。結託型は、告反事例として処理するには止まらない。むしろ、結託型の場合、保険約款の詐欺条項により解決されるべき問題であろう。しかし、逆に詐欺条項が適用される裁判例をみると、告反事例へ単純に適用するものがみられる。詐欺条項の適用にあたっては、保険契約者側のモラル・リスク、逆選択から保険者を保護する側面を強調すべきである。告知義務者側に保険金取得目的があるにせよ、そこには詐欺的な保険金取得目的とそうでないものに程度の差があるように思われる。このことは募集人の告知妨害がある場面で顕著である。従来、直接研究されなかった告知義務違反と告知妨害の関係について検討した結果、告知義務違反があったとしても、結託型にのみ詐欺無効条項を適用すべきであり、それ以外は、類型ごとに保険者過失構成か不法行為構成かにより判断することで妥当な問題解決を導きだせる。保険契約における告知義務法の枠組みの中で、本来解決すべき問題を峻別し考察することが可能となる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 大 塚 龍 児

副 査 教 授 林 靖

副 査 教 授 山 本 哲 生

学 位 論 文 題 名

生命保険契約における告知義務論

～義務違反と告知妨害に関する法解釈を中心に～

本論文は、生命保険契約の告知義務に関する問題のうち、保険契約者または被保険者の告知義務違反と保険募集人による告知妨害をめぐる問題を中心に検討するものである。従来、保険募集人の告知妨害について正面から検討したものはなく、本論文が先駆となる。保険募集人の告知受領権の有無と商法 678 条における保険者の悪意・過失との関係については議論されてきたのであるが、実際の保険募集の場面を想定して、保険募集人の態様に焦点をあてつつ、告知不伝達型、過小告知消極型、過小告知積極型、結託型の 4 つに類型化することで新たな解釈論を導き出すところに特徴と新規性がある。

第一章では、本論文で検討するところの予備的作業として、商法の告知義務規定の沿革的考察、告知義務の法的根拠、告知義務者、告知すべき重要事実・重要事項、告知義務違反の効果、ならびに民法の詐欺・錯誤規定との競合問題について詳細に検討している。本章では、従来、告知義務について論じられてきたところを明快に整理し、問題点を明らかにしたうえで第二章、第三章への伏線としている。ここでは単に問題点を明らかにするだけに留まらず、例えば、告知義務に関し民法錯誤規定の適用はないが、詐欺規定の適用はある、他保険契約の告知を本来的告知義務として扱うべきではないなど、結論的には独自とはいえないが、その根拠づけにおいて独自性がありかつ説得的な解釈論が展開されており興味深い。

第二章では、実際の保険契約締結段階に介在する診査医、生命保険面接士、生命保険募集人の告知受領について考察する。約款では告知の方法について、保険者の質問表または診査医に対する口頭による告知に限定しており、診査医の告知受領権は判例・通説でも認められている。本論文は、診査医の告知受領権を、相手方が示した観念の通知を受領する権限にとらえ、告知義務者の告知（観念の通知）は、口頭で表示することに限らず、身体部位を示すことも告知に当たると主張する。この点は現象の法的な見方として優れたものと評価できる。保険募集人には告知受領権がないと解するのが判例・通説であるが、募集人のみが保険契約者・被保険者と対峙するいわゆる無診査保険において、実際の保険契約締結過程の中で、観念の通知としての告知を強調し論じる点も本論文の特質といえよう。観念の通知である告知が適正に伝わりさえすれば、「書面（質問表）で告知を要する」とする約款条項に固執すべきではなく、むしろ観念が保険者に伝達される過程の中で検討する

必要があるとの指摘をみても、告知の本質に正面から取り組む本論文の姿勢を窺う事ができる。質問表に告知がなされ、記入された書面が保険者に伝達される過程をみると、すべての過程に募集人が介在する。ここで募集人は書面の受領使者としての役割を担うと指摘する。保険者への危険情報伝達過程を段階的にみると、保険契約者・被保険者と保険者の書面の受領使者たる募集人の関係において、最も問題になるのが質問表への記入段階ということになる。

第三章では、質問表への記入段階で問題となる保険契約者側の告知義務違反と募集人の告知妨害について検討をすすめる。保険募集人の告知妨害が問題となる事例の特色は、妨害なく適正に告知されたならば保険契約が成立しない可能性が高い点にある。保険募集人に告知妨害があったとしても、そこには保険契約者側の告知義務違反が存在する。したがって、保険契約者側の保護だけを前提に考えることができないと指摘する。また、商法678条1項但書の保険者の過失は、いわゆる自己過失と解されており、保険募集人の告知妨害をこの保険者の過失にどのように結びつけて考えることが可能か困難な問題である。この問題について、本論文では、保険会社にとっての危険選択の手段を整備することは鉄道会社が線路を整備することと同じであるとした上で、危険選択の手段を整備できなかったということは保険会社自体の過失にあたりと主張する。保険会社自体の過失を指摘する点、高く評価することができ、学説上不法行為法と言われる組織体の過失（法人の過失）との関連をどうつけてゆくかなど、今後さらなる研究成果が俟たれるところである。

保険会社自体の過失について、本論文では募集人の態様により告知妨害を①告知不伝達型（募集人の代筆による虚偽記入が典型）、②過小告知消極型（相談を受けた募集人の過誤により重要事実ではないと教示）、③過小告知積極型（募集人による積極的な不実告知の教唆）、④結託型（不正な保険金取得と手数料取得の目的）の4類型に区分し、①②の場合、保険者が規範的に期待される危険選択情報の伝達機能を整備できなかったと評価し、商法678条1項但書にいう保険者の過失があるものとして、保険者は保険契約を解除できないと構成する（「保険者過失構成」）。③については、保険業法における所属保険会社の損害賠償の問題と構成する（「不法行為構成」）。保険者過失構成ではなく不法行為構成とする理由として、この類型は保険契約者側の積極的な告知義務違反にとどまらず、募集人の保険会社に対する積極的債権侵害にあたりと指摘する。その際保険契約者・保険金受取人が保険者に請求できる損害賠償も、単に契約上の保険金額ではなく、個々具体的な場合において差額説により算定すべきものとする。また、④の場合、告知義務者の態様をみると、保険会社に対して適正な告知が行われていないばかりか、詐欺的不法行為と評価でき、告知義務違反にとどまらず民法詐欺規定ないし約款による詐欺無効の規定の適用があつてしかるべきであるとする。すなわちこの場合は、保険者の解除権の阻却事由は問題にならず、除斥期間の適用もない（商法678条1項但書・2項、644条2項）。同じく告知妨害と呼ばれる中にも法的結論が、保険契約者側、募集人の態様により異なるとする点は説得力ある独自性であり、高く評価できる。

以上の本論文の研究は、学界のみならず実際界に対しても大きな貢献をなし得ると評価することができる。

本論文の穏健な論旨もときに不備もあり、筆が走り過ぎ、あるいは論理的詰め甘さを感じる点（例えば、募集人の受領使者と告知不伝達型の場合の保険者の過失）もある。種々指摘することは可能であろうが、これらは修正可能の範囲内といえ、本論文の全体的価値を損なうものではない。

以上の評価と口頭試問の結果に基づいて、申請者河森計二氏に北海道大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。